

2020年9月23日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 慶一  
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 正司 千晶  
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、2020年10月30日開催予定の臨時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、同日開催予定の臨時株主総会にてすべての議案が承認されることを前提としております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 商号（現行定款第1条）

今後のグローバル展開を見据えた Fintech 事業の飛躍的な成長と確立を目指し、商号を変更するものであります。なお、詳細は本日開示しております「商号変更に関するお知らせ」をご参照ください。

##### (2) 目的（現行定款第2条）

当社の今後の事業展開を図る上で柔軟かつ機動的に対応できることを目的として、項目の表現について、変更及び追加するものであります。

##### (3) A 種優先株式発行（現行定款第6条、第7条、変更案第2章の2、第16条の2）

株式交換を可能とするために新たな種類の株式として A 種優先株式を追加し、A 種優先株式に関する規定の新設等を行うものであります。なお、詳細は本日開示しております「J トラストカード株式会社との A 種優先株式による株式交換契約締結及び JT 親愛貯蓄銀行株式会社の孫会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

##### (4) 代表取締役及び役付取締役（現行定款第20条）

コーポレート・ガバナンスの強化をはじめとした経営基盤のより一層の充実・強化を図ることを目的として、項目の表現について、変更及び追加するものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 定款変更のための臨時株主総会開催予定日           | 2020年10月30日 |
| (2) 定款変更の効力発生予定日<br>(第1条 商号変更を除く) | 2020年10月30日 |
| (3) 商号変更の効力発生予定日                  | 2020年11月1日  |

以 上

【別紙】

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当 会 社 は、<u>SAMURAI&amp;J PARTNERS 株式会社</u>と称し、英文では、<u>SAMURAI&amp;J PARTNERS Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当 会 社 は、<u>Nexus Bank 株式会社</u>と称し、英文では、<u>Nexus Bank Co.,Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当 会 社 は、次 の 事 業 を 営 む こ と を 目 的 と す る。</p> <p>1～10 (条文省略)</p> <p>11. 広告代理店業</p> <p>12～37 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当 会 社 は、次 の 事 業 を 営 む こ と を 目 的 と す る。</p> <p>1～10 (現行どおり)</p> <p>11. <u>広告の企画及び制作並びに</u>広告代理店業</p> <p>12～37 (現行どおり)</p> <p><u>38. クラウドファンディングプラットフォームの運営</u></p> <p><u>39. プロジェクトの募集、掲載、資金募集支援に関する業務</u></p> <p><u>40. ホームページ、インターネット上における情報サービス及びデジタルコンテンツの企画、調査、配信及び販売</u></p> <p><u>41. インターネットによる通信販売及び仲介</u></p> <p><u>42. 販売促進活動に関するコンサルティング業務</u></p> <p><u>43. 著作権、著作隣接権、工業所有権及びその他の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾及びこれらにかかる一切の管理業務</u></p> <p><u>44. 資金援助契約のあっせんを通じて行われる事業の管理又は運営</u></p> <p><u>45. 募金、募金に関する情報の提供、募金の代行又は媒介</u></p> <p><u>46. 送金・振込事務の取扱い、商品代金の徴収の代行</u></p> <p><u>47. カスタマーサポートの代行</u></p> <p><u>48. ブロックチェーン及び AI 等の先進技術</u></p>

<p>38. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>を利用したプラットフォーム、アプリケーション、各種トークン、電子認証等の企画、設計、開発、運営、管理及び提供</p> <p>49. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>139,875,200株とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>139,875,200株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 139,875,200株</p> <p>A種優先株式 1,800,000株</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u></p>
<p>第8条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第2章の2 A種優先株式</u></p> <p>(配当金)</p> <p>第10条の2 当社は、当会社定款第37条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株につき、以下の算式により算出される額の剰余金の配当を行う。また当会社定款第38条に定める中間</p>

	<p><u>配当を行うときも同様とする配当を行う。</u></p> $\frac{\text{普通株式 1 株あたりの払込金額}}{\text{A 種優先株式 1 株あたりの払込金額}} \times \text{当該配当実施時点における転換価額} = \text{配当すべき剰余金の額}$
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第 10 条の 3 当社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主または A 種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。また、分配後にもなお残余財産があるときは、A 種優先株主または A 種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者と同順位にて、A 種優先株式 1 株につき、以下の算式により算出される額の金銭を支払う。</u></p> $\frac{\text{普通株式 1 株あたりの払込金額}}{\text{A 種優先株式 1 株あたりの払込金額}} \times \text{当該分配実施時点における転換価額} = \text{分配すべき残余財産の額}$
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第 10 条の 4 A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>

(新設)	<p>(現金対価の取得請求権 (償還請求権))</p> <p>第 10 条の 5 A 種優先株主または A 種優先株式質権者は、当会社に対し金銭を対価として A 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができない。</p>
(新設)	<p>(普通株式対価の取得請求権 (転換請求権))</p> <p>第 10 条の 6</p> <p>(1) 転換請求権の内容</p> <p>A 種優先株主は、A 種優先株式取得日以降いつでも、当会社に対し本項(2)及び(3)に定める条件で、普通株式を対価として、その保有する A 種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること (以下、「転換請求」という。)ができる。なお、転換請求は、転換請求をした日における当会社の発行可能株式総数の範囲内とし、発行可能株式総数を超える部分については転換請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(2) 転換請求権の行使制限</p> <p>前項の定めにかかわらず、A 種優先株主は、当会社の取締役会の承認なくして、転換請求を行った後に当該 A 種優先株主が保有することとなる普通株式の議決権割合(当会社の全ての普通株式 (自己株式を除く。)に係る議決権の数に対する、当該 A 種優先株主及びその共同保有者 (金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項で定義されるものをいう。)が保有する普通株式に係る議決権の数の割合をいう。)が 15%以上となる転換請求を行うことはできない。当該承認なく転換請求が行われた場合は、上記の議決権割合を超過することとなる部分に係る転換請求は無効とする。</p> <p>ただし、当会社の普通株式につき、株式会社東京証券取引所において上場廃止が決定されたときは、本(2)に定める制限は、将来に向かってその効力を失うものとする。</p> <p>(3) 取得と引換えに交付すべき財産</p>

①当社は、A種優先株主が転換請求を行った場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下、当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\begin{array}{rcl} \text{取得と引換えに} & & \text{A種優先株式1株当} \\ \text{交付すべき} & & \text{たりの払込金額} \times \text{転} \\ \text{普通株式数} & = & \text{換請求が行われたA} \\ & & \text{種優先株式の数} \\ & & \hline & & \text{転換価額} \end{array}$$

② 転換価額

当初転換価額は、127円とする。

③ 転換価額の調整

(ア)当社は、A種優先株式の発行後、以下の(イ)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} & & \text{交付普通株式} \\ & & \text{既発行普} \quad \text{数} \times 1 \text{株当た} \\ & & \text{通株式数} \quad \text{りの払込金額} \\ & & \hline \text{調} \quad \text{調} \quad \text{±} \quad \text{1株当たり時} \\ \text{整} \quad \text{整} \quad & & \text{価} \\ \text{後} \quad \text{前} & & \hline \text{転} \quad \text{転} \quad \times & & \text{既発行普通株式数} + \text{交付} \\ \text{換} \quad \text{換} & & \text{普通株式数} \\ \text{価} \quad \text{価} & & \\ \text{額} \quad \text{額} & & \end{array}$$

	<p> <u>転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(イ)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日をいう。以下において同じ。）における当会社の発行済普通株式数から算定基準日における当会社の有する普通株式数を控除し、更に、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換または行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当会社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。</u> </p> <p> <u>転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(イ)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(イ)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(イ)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（(イ)(iv)の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日（当該併合のための基準日がある場合には基準日）における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の</u> </p>
--	--

	<p>値で表示して使用するものとする。</p> <p>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(イ)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(イ)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(イ)(v)の場合は(イ)(vi)で定める対価の額とする。</p> <p>(イ)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i)普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii)普通株式の無償割当てをする場合 調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii)以下の(ウ)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本③において同じ。)の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本③において同じ。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。) 調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられた場合には当該払込期間の最終日とする。以下において同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv)普通株式の併合をする場合</p>
--	---

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v)取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(ウ)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、または(ウ)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)が交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(vi)上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払いがなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(ウ)(i)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一

	<p>位を切り捨てる。</p> <p><u>(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）とする。</u></p> <p><u>(エ) 上記(イ)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断する場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</u></p> <p><u>(i) 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部もしくは一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。</u></p> <p><u>(ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</u></p> <p><u>(iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。</u></p> <p><u>(オ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(オ)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p><u>(カ) 上記(ア)ないし(オ)により転換価額の調整を行う場合、当社は、予め書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、</u></p>
--	--

	<p>調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各 A 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに当該通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(キ)転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 転換請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(5) 転換請求の効力発生 転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記 (4) に記載する転換請求受付場所に到着したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>
(新設)	<p>(株式併合または分割)</p> <p>第 10 条の 7 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p>
(新設)	<p>(譲渡制限)</p> <p>第 10 条の 8</p> <p>(1)A 種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、担保提供された株式に係る担保権の実行(法定の手続によるものほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。)に伴う、担保権者又はその子会社若しくは関連会社に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。また、A 種優先株主は、当社に対し、当該譲渡の承認請求を行うにあたり、会社法第 138 条第 1 号ハの請求を行うことができ</p>

	<p>る。</p> <p><u>(2)前号の取締役会の承認なくして A 種優先株式が譲渡された場合、当該譲渡された A 種優先株式の転換請求権は失効するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(担保制限)</u></p> <p><u>第 10 条の 9 A 種優先株式を担保に供するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。当該取締役会の承認なくして担保に供された A 種優先株式の転換請求権は失効するものとする。</u></p>
第 11 条～第 16 条 (条文省略)	第 11 条～第 16 条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 16 条の 2 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会を要しない。</u></p> <p><u>2 第 11 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条第 1 項、第 16 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>4 第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
第 17 条～第 19 条 (条文省略)	第 17 条～第 19 条 (現行どおり)
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、<u>その決議をもって当社を代表すべき取締役 1 名以上を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を 1 名以上選定する。</u></p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

第 21 条～第 39 条 (条文省略)	第 21 条～第 39 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第 1 条 (商号) の変更は、2020 年 11 月 1 日</u> <u>をもって効力を生じるものとする。なお本附</u> <u>則は、第 1 条の効力発生日経過後、これを削</u> <u>除する。</u>